

令和 3 年 8 月 1 3 日改正

令和 6 年 9 月 3 0 日改正

新潟市電子署名取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、新潟市行政文書取扱要綱（令和 3 年 8 月 1 3 日制定）第 2 4 条第 2 項の規定により、電子署名に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 0 2 号。以下「電子署名法」という。）第 2 条第 1 項に規定する電子署名をいう。
- (2) 組織認証局 地方公共団体組織認証基盤（地方公共団体が国又は他の地方公共団体との間で交換する電磁的記録（電子署名法第 2 条第 1 項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）が真正なものであることを認証するための基盤をいう。）における認証の機関をいう。
- (3) 個人識別番号 電子署名を行うために必要な符号をいう。
- (4) 電子署名カード 半導体集積回路を一体として組み込んだカード（以下「I C カード」という。）であって、個人識別番号を格納した電磁的記録に係る記録媒体をいう。
- (5) カード管理者 電子署名カードの保管及び使用の管理を行う者をいう。

(電子署名)

第 3 条 電子署名は、組織認証局の職責証明書を格納した電子署名カードにより行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、契約（覚書、協定その他当事者双方の合意を文書化したものを含む。）につき地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 4 条第 5 項に規定する契約内容を記録した電磁的記録を作成するときは、立会人型電子契約サービス（利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行うサービスをいう。）を利用して当該電磁的記録に電子署名を行うことができる。

(電子署名カード)

第4条 前条第1項の規定により行う電子署名に用いる職名等及び当該電子署名に係るカード管理者は、別表のとおりとする。ただし、総務部総務課長（以下「総務課長」という。）等の合議を得たものは、この限りでない。

（電子署名カードの発行等）

第5条 電子署名カードの発行は、総務課長が行う。

2 別表右欄に掲げる者は、電子署名カードの交付を受けようとするときは、電子署名カード用のＩＣカードを添えて、別記様式第1号により総務課長に申請しなければならない。電子署名カードを更新しようとするときは、同様に別記様式第2号により申請する。

3 総務課長は、電子署名カードを交付するときは、当該電子署名カードを別記様式第3号の管理台帳に登録の上、カード管理者に交付しなければならない。

（電子署名カードの管理）

第6条 電子署名カードの保管、使用その他の事務については、新潟市行政文書管理規則（令和3年新潟市規則第48号）第8条に規定する副文書管理者（以下「副文書管理者」という。）がカード管理者の指示により行わなければならない。

2 電子署名カードは、保管場所外に持ち出してはならない。

3 副文書管理者は、電子署名カードを使用しないときは、当該電子署名カードを堅固な容器に入れて鍵をかけなければならない。

4 副文書管理者は、電子署名カード及び個人識別番号を厳重に管理し、盗難、漏えい等により他人に使用されることのないよう必要な措置を講じなければならない。

（電子署名カードの使用）

第7条 副文書管理者は、電子署名カードを使用するときは、電子署名を行う電磁的記録が決裁文書その他の証拠書類と相違ないことを確認しなければならない。

2 副文書管理者が不在の場合は、カード管理者があらかじめ定める者に電子署名カードを使用させることができる。

3 やむを得ない理由により、電子署名カードを執務時間以外の時間に使用しようとするときは、

あらかじめカード管理者の承認を受けなければならない。

(職務代行等の場合の電子署名)

第8条 別表左欄に掲げる職にある職員（以下「被代行職員」という。）に事故があるためその事務を代行する職員及び被代行職員が欠けたためその事務を取り扱う職員は、被代行職員の電子署名を使用することができる。

(電子署名カードに係る事故報告)

第9条 カード管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、総務課長に報告しなければならない。

- (1) 個人識別番号の亡失により電子署名カードが使用できなくなったとき。
- (2) 電子署名カードが破損したことにより使用できなくなったとき。
- (3) 電子署名カードについて盗難、紛失その他の事故があったとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、電子署名カードが不正に使用され、又は不正に使用される可能性がある状態になったとき。

(電子署名カードの廃止)

第10条 電子署名カードの廃止は、総務課長が行う。

- 2 カード管理者は、前条各号に該当するとき又は電子署名カードを廃止しようとするときは、別記様式第4号により総務課長に申請しなければならない。
- 3 廃止した電子署名カードは、遅滞なく、総務課長に返却しなければならない。

(その他)

第11条 第3条第2項の規定により行う電子署名の取扱いに関する事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

別表（第4条、第5条関係）

電子署名に用いる職名等	当該電子署名に係るカード管理者
市長	総務部総務課長
市長（各事務専用）	各事務主管課長
新潟市事務分掌条例（平成18年条例第89号）第1条に規定する部の長	当該部の庶務担当課長等
区長	当該区役所地域総務課長（東区役所、中央区役所及び西区役所にあつては、総務課長）

登録分局受付番号:

[地方公共団体の証明書利用者用]

証明書 発行申請書

登録分局宛

申請日 年 月 日

申請部門	承認者	所属	
		役職	
		氏名	印
	申請者	所属	
		役職	
		氏名	印

証明書の種類	☐ 職責証明書	☐ 文書交換証明書
	☐ メール用証明書	☐ コードサイング証明書
証明書記載事項	日本語(全角)	英字(半角)
名義		
組織 1		
組織 2		
組織 3		
組織 4		
組織 5		
組織 6		
組織 7		
eMail アドレス		

鍵ペア生成者	☐ 証明書利用者	☐ 認証局
		☐ 代替鍵作成有り

備考欄

--

発行通知

(宛先)申請者

上記のとおり、証明書を発行しました。		
有効期限	年	月 日
シリアル番号:		
登録分局責任者		印

登録分局受付番号:

[地方公共団体の証明書利用者用]

証明書 更新申請書

登録分局宛

申請日 年 月 日

申請部門	承認者	所属	
		役職	
		氏名	印
	申請者	所属	
		役職	
		氏名	印

証明書の種類	☐ 職責証明書	☐ 文書交換証明書
	☐ メール用証明書	☐ コードサイン証明書
証明書記載事項	日本語(全角)	英字(半角)
名義		
組織 1		
組織 2		
組織 3		
組織 4		
組織 5		
組織 6		
組織 7		
eMail アドレス		

鍵ペア生成者	☐ 証明書利用者	☐ 認証局
		☐ 代替鍵作成有り

備考欄

--

更新通知

(宛先)申請者

上記のとおり、証明書を発行しました。		
有効期限	年	月 日
シリアル番号:		
登録分局責任者		印

別記様式第3号

申請管理台帳（発行・更新・失効）

[illegible]

登録分局受付番号:

[地方公共団体の証明書利用者用]

証明書 失効申請書

登録分局宛

申請日 年 月 日

申請部門	承認者	所属	
		役職	
		氏名	印
	申請者	所属	
		役職	
		氏名	印

証明書の種類	☐ 職責証明書	☐ 文書交換証明書
	☐ メール用証明書	☐ コードサイニング証明書
証明書記載事項	日本語(全角)	英字(半角)
名義		
組織 1		
組織 2		
組織 3		
組織 4		
組織 5		
組織 6		
組織 7		
eMail アドレス		
シリアル番号		

申請事由	☐ 秘密鍵の危殆化(鍵格納媒体の紛失・盗難、PIN の漏えい等)	
	☐ 証明書記載事項の変更	
	☐ 鍵格納媒体の不良、破損	
	☐ 証明書の利用停止	
	☐ その他(失効事由:)	
再発行	☐ 再発行有り(※)	☐ 再発行無し

※証明書発行申請書を添付してください

備考欄

失効通知

(宛先) 申請者

上記のとおり、証明書を失効しました。
失効日 年 月 日
登録分局責任者 印